

和光町内会規約

昭和55年1月1日

第1章 総 則

(各 称 及 び 事 務 所)

第 1 条 本会は和光町内会(以下『会』という。)と称し和光町区域内(戸磯の一部含む)住民をもって会員とし、事務所を和光町内会館に置く。

第2章 目的と事業

(目 的)

第 2 条 会は会員相互の親睦をはかり、互いに親和協力して、福祉の増進と住み良い環境づくりに努め、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 会は第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 青少年の補導育成指導に関すること。
- (2) 防犯、防火思想の普及指導及び街燈の維持管理に関すること。
- (3) 区域内の環境美化及び保健衛生に関すること。
- (4) 交通事故防止、安全思想の普及指導に関すること。
- (5) 会員の福祉厚生、レクリエーションに関すること。
- (6) 区域内の施設の整備に関すること。
- (7) 社会体育の推進に関すること。
- (8) 会員の慶弔、その他隣保、共助に関すること。
- (9) 市役所及び他団体に対する協力に関すること。
- (10) 各号に掲げるもののほか町内会運営上必要と認めたこと。

第3章 組織並びに機関

(組 織)

第 4 条 会の事業並びに前条の事業を行うため、次の部及び区を設ける

部⇒ 総務部、女性部、防犯防火部、道路交通部、福祉部、体育部、
少年育成部、生活環境部、**自主防災組織部**

区⇒ 会の区域を分けて区を設置する。

第 5 条 会に次の役員を置く

会長 1名、副会長 若干名、監査委員 3名以内、会計 1名

区長 若干名、**部長9名**、副部長 若干名

(任 期)

第 6 条 第5条に定める役員の任期は、会長、副会長、各部長、監査委員は2年としその他の役員は1年とする。但し再任を妨げない。補欠役員は前任者の残任期間とする。

(役員 の 選 出)

- 第 7 条 会は、第5条に定める役員を選出する。
会長、及び監査委員は総会において会員の中から選出する。
- 2、 副会長、及び各部長は会長が推薦し総会において承認を得るものとする。
 - 3、 区長は当該地区の推薦により会長が任命する。
 - 4、 副部長は部長の推薦により会長が任命する。

(職 務)

- 第 8 条 会長は会を代表し、会務を総括する。
- 2、 副会長は会長を補佐し、会長ことあるときは、これを代行する。
 - 3、 部長、副部長はそれぞれ、次の事業を分担処理する。
総務部 ⇒ 会の庶務事項、専門部の総括及び会の運営に関すること。
少年育成部 ⇒ 子供会の育成指導に関すること。
女性部 ⇒ 女性の教養向上、文化活動及び会の運営に関すること。
防犯防火部 ⇒ 防犯防火思想の普及指導、街燈の維持管理に関すること。
道路交通部 ⇒ 交通事故防止、安全思想の普及指導、道路整備に関すること。
体育部 ⇒ 社会体育の推進に関すること。
生活環境部 ⇒ 環境美化、文化交流、会員の親睦に関すること、
福祉部 ⇒ 高齢者等の福祉に関すること。
自主防災組織部 ⇒ 自主的な防災活動を行い、災害時の被害の軽減を図ることに
関すること。
- 4、 区長 ⇒ 区内に属する事務を処理する。
 - 5、 会計は経費の出納財産及び物品の管理並びに予算決算に関する事務を処理する。

(班 の 設 置)

- 第 9 条 会の事務並びに第3条の事業を行うため、各区内の状況によって班を設置することができる。
班には班長をおき、班長は当該区の推薦により会長が委嘱し任期は1年とする。

(顧 問)

- 第 10 条 会に顧問をおくことができる。
顧問は役員会の推薦により、会長が委嘱する。

第 4 章 監 査

(職 務)

- 第 11 条 監査委員は予算の執行状況実施事業の内容財産物品現金の管理状況
経費出納の状況を監査しなければならない。

(監 査)

- 第 12 条 監査は定例監査と臨時監査とする。

(報 告)

第 13 条 規約に基づいて実施した監査の結果を総会において報告しなければならない。

第 5 章 会 議

(会 議)

第 14 条 会議は総会及び役員会、専門部会とする。

(総 会)

第 15 条 総会は通常総会及び臨時総会とする。

- 2、 通常総会は、毎年1月に開催する。
- 3、 臨時総会は、会員の3分の1以上から会議の目的及びその理由を示して開催の請求があったとき、又役員会においてその必要を認めたとときにおいて開催する。

(招 集)

第 16 条 総会は会長が招集する。

(総会の議決事項)

第 17 条 総会において議決しなければならない事項は次のとおりとする。

- (1) 予算に関すること。
- (2) 予算の認定に関すること。
- (3) 会費徴収の基準に関すること。
- (4) 規約の改廃に関すること。
- (5) 積立金の設定及び処分に関すること。
- (6) 財産の取得及び処分に関すること。
- (7) その他重要な事項で役員会において総会の議決を要すると決定した事項。

(総会の成立及び表決)

第 18 条 総会は会員の出席者をもって成立する。

- 2、 議長は副会長が担当する。
- 3、 総会の議事は出席会員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役 員 会)

第 19 条 役員会は、第5条に定める役員を持って構成し、会長が必要と認めたととき及び3分の1以上から会議の目的並びにその理由を示して開催の請求があったときにおいて開催する。

- 2、 役員会の議長は会長又は会長が指名するものとする。
- 3、 役員会の議事は、出席役員の過半数で決し可否同数のときは議長の決するところによる。

(専門部会)

第20条 専門部会は協議機関で第5条で定める部長及び関係役員で構成し、会長が必要と認めるときに招集し会務の必要事項を協議する。

第6章 会 計

(会計年度)

第21条 会の会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日をもって終わる。

(経 費)

第22条 会の経費は会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

(会 費)

第23条 会の会費は普通会費と特別会費とする。

- 2、普通会費は世帯主を対象とし、会費の額は総会において決定する。
- 3、特別会費は、その目的に応じて役員会において会費の額等を決定する。

第7章 予算及び決算

(予算及び決算)

第24条 予算は役員会の審議を経て通常総会に提出しなければならない。

- 2、会長は決算の決了をまって直ちに監査委員の監査に附さなければならない。
- 3、決算は監査委員の審査意見を附して新年度の予算を審議する通常総会に報告しその認定を得なければならない。

第8章 相互扶助

(弔慰金)

第25条 会員が死亡したときは次の弔慰金を贈呈する。

世帯主 (10,000)

同居の親族 (5,000)

- 2、会員が特殊な災害を受けたとき、又は慶弔を表す事が適当であると会長が認めるときは役員会の議決を経て、所要の金品を贈呈する。

第9章 その他

(その他事項)

第26条 この規約に定めるもののほか会の運営上必要な事項については会長が役員会の議決を得て定めることができる。

附 則

この規約は昭和55年1月1日から施行する。

昭和63年1月10日一部改正

平成元年1月8日一部改正

平成6年1月9日一部改正

平成8年1月7日一部改正

平成11年1月10日一部改正

平成15年1月12日一部改正

平成18年1月8日一部改正

平成22年1月9日一部改正

平成23年1月10日一部改正

平成31年1月13日一部改正(新たに自主防災組織部が加わる)

